第87期定時株主総会

招集ご通知

■ 開催日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時

■ 開催場所 東京都千代田区神田富山町24番地

当社7階会議室

■議 案 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策

(買収への対応方針) の継続の件

証券コード:1992

神田通信機株式会社

(証券コード 1992) 2024 年 6 月 7 日

株主各位

東京都千代田区神田富山町24番地

神田通信機株式会社

代表取締役社長 神 部 雅 人

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し あげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】https://www.kandt.co.jp/ir/library/



【東京証券取引所ウェブサイト】(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード「1992」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようにご入力又はご返送をお願い申しあげます。

敬具

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。 何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。 **1.日 時** 2024年6月27日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都千代田区神田富山町24番地 当社7階会議室

3. 月的事項

報告事項

- 1. 第87期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類がびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第87期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)の継続の件

- 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ②本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「主要な事業内容」「主要な営業所」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社支配に関する基本方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがいまして、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげま す。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2024年6月26日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで



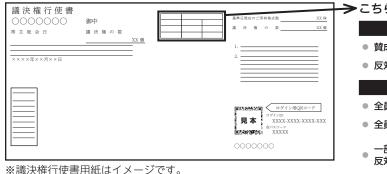
インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を ご入力ください。

行使期限

2024年6月26日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案及び第3号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「替 | の欄に○印
- 反対する場合
- 「否」の欄に〇印 >>

第2号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛 | の欄に○印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

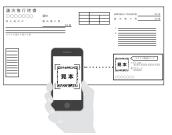
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱 いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いい たします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、収益性の向上をはじめとした諸施策に取り組むことでROE8%の目標を掲げ、同時に中長期的な視点に立った事業活動を推進しております。配当政策としましては、株主の皆様へ利益還元の姿勢を強化するとともに、事業成長への投資を進めていくため、DOE3%を目途として設定し、安定的な配当を継続することを基本方針として参ります。

従いまして、第87期の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと 1 株につき66円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金66円 総額 154,624,008円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	がん べ まざ と 神 部 雅 人 (1960年12月20日生)	2001年 3 月 当社立川支店長 2004年 3 月 当社大阪支店長 2006年 2 月 当社総務部長 2006年 6 月 当社取締役総務部長 2011年 6 月 当社代表取締役社長(現任) 2013年 6 月 当社社長執行役員(現任)	96,272株
2	まり かわ こう いち 森 川 幸 一 (1971年3月13日生)	2014年8月 当社札幌支店長 2017年3月 当社通信統括支店長 2018年3月 当社執行役員(現任) 2018年3月 当社本社事業支店長兼公共·交通·教育営業部長 2019年6月 当社取締役本社事業支店長 2020年3月 当社取締役情報通信事業本部副本部長 2021年3月 当社取締役情報通信事業本部長 2024年3月 当社取締役事業本部長(現任)	9,034株
3	しん どう まし ゆき 神 藤 善 行 (1980年5月9日生)	2020年9月当社情報通信事業本部システムプロデュースセンター長2023年3月当社社長室長2023年3月当社執行役員(現任)2024年3月当社制御照明事業支店長(現任)	500株
4	ずぎ おか ひさ のり 杉 岡 久 紀 (1959年7月24日生) 再任	1982年 4 月 日立電子株式会社入社 2002年 4 月 株式会社日立国際電気業務通信営業部長 2009年10月 同社中部支社部長 2013年 4 月 同社中国支社長 2015年 4 月 日神電子株式会社社長付 2015年 5 月 同社代表取締役社長(現任) 2019年 6 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日神電子株式会社代表取締役社長	500株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数		
5	世生哲也 (1965年4月9日生) 再任	1989年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 入行 2000年12月 弁理士登録 2001年10月 土生特許事務所所長(現任) 2002年10月 株式会社 I P V研究所(現 株式会社 I Pディレクション)代表取締役(現任) 2016年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 土生特許事務所所長 株式会社 I Pディレクション代表取締役	900株		
6	ささき くに はる 佐々木 邦 治 (1957年5月22日生) 再任	2016年 4 月 丸の内熱供給株式会社顧問 			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 土生哲也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届けており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 3. 佐々木邦治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届けており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、独立役員とする予定であります。
 - 4. 土生哲也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、融資業務やベンチャー投資等金融業を通じて培った視点、弁理士としての専門的見地、経営支援の経験を有していることであり、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - 5. 佐々木邦治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営に関する豊富な経験・知識、技術者としての設備設計・監理、エネルギー・電気・照明・空調等に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 6. 当社は、土生哲也氏、佐々木邦治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、2氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

				ス キ ル							
	氏	名		役職	企業 経営	営業戦略	IT DX	法務 コンプラ イアンス	財務 会計	人事 労務	神田産業 人の育成
神	部	雅	Ļ	代表取締役社長 社長執行役員	•			•	•	•	•
森	かわ	^{こう} 幸	いち	取 締 役 執 行 役 員	•	•	•				•
神	ぎう藤	は善	ゅき 行	取 締 役 執 行 役 員		•	•				•
杉杉	_{おか} 団	ひさ久	和	取締役	•	•		•			
±	生	で哲	也	社外取締役	•			•	•		
させた		くに 邦	お治	社外取締役	•		•	•			

[※]上記一覧は、取締役候補者が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。また、定時株主総会終結後の予定であります。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)の継続の件

当社は、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入し、直近では2021年6月29日開催の第84期定時株主総会の決議により、会社法施行規則第118条第3号に規定される株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続(以下「現行プラン」といいます。)しております。

当社は、その後も株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から現行プランの継続の必要性を含めその在り方について検討した結果、株主共同の利益及び企業価値に対する侵害を防止するため、2024年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件に現行プランを継続することを決定いたしました。(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)

本施策の具体的な内容については以下に記載のとおりであります。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の 意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為で あっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するもの ではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 基本的な考え方

当社は、以下3点を経営の基本方針としています。

(1) 経営理念に基づいた経営の推進

当社グループは、経営理念として、①社会貢献、②改革・成長、③明朗・誠実・協力の3つを掲げ、この理念に基づいて経営を推進しています。①「社会貢献」については、当社のすべての技術を結集し、お客様に満足される情報通信ネットワークソリューションを提供することにより、社会に貢献します。②「改革・成長」については、日頃から、改革・改善に取り組み、毎日毎日の創造と絶えざる前進をし、社会の発展に寄与します。③「明朗・誠実・協力」については、明朗・誠実・協力を社是とし、遵法精神の下、良き企業人として活動します。

(2) 顧客インフラに対する責任

当社の主力ビジネスである情報通信事業は、顧客にとって通信・情報の生命線であるインフラに関わる業務です。顧客の業務プロセスに合致したインフラ構築を行う必要があり、公共性、継続性、安定性の維持が求められる責任の重い仕事です。当社では、中長期にわたって安全と安心を提供し続けることを使命と捉え、この業務に取り組んでいます。

さらに、近年、無線技術の進化やクラウド化の進展等、技術面での高度化が著しく、顧客の 既存設備を最大限に活かしたソリューションサービスを提供するためには、当社のコアな技術 と先端技術を高め続けていく必要があります。

(3) 企業価値及び株主価値の中長期的な向上

「経営理念に基づいた経営の推進」や「顧客インフラに対する責任」を果たしていくためには、ステークホルダーと中長期的な信頼関係の構築が非常に重要と認識しております。

当社は、上場会社として、資本コストを意識した経営を行うとともに、当社の存在価値を発揮することを通じて、企業価値及び株主価値を向上させて参ります。

2. 企業価値の源泉

当社は、以下の4点を企業価値の源泉としております。

(1) 信頼の社歴と財務基盤

当社は、1947年の設立以来76年にわたって、顧客のインフラ構築と維持という業務に取り 組んで参りました。 当社は、販売施工 (ハード) から保守サービス (ソフト) までの一貫体制を備え、顧客のインフラを中長期にわたってサポートしております。また、顧客に対して長期間の保守サービスを提供するためには一時的な外部環境の悪化によっても揺らがない一定レベルの財務基盤が求められます。当社は、76年の事業活動を通じて、一貫体制による信頼の獲得と財務基盤を備えて参りました。これらは当社の企業価値の源泉であると考えています。

(2) ニーズへの対応力

顧客インフラに求められる3要素(公共性、継続性、安定性)について、当社では、組織的な対応を行っています。具体的には、①公共性については、顧客の営業網をカバーする地域に当社としても拠点進出する等の活動を行っております。②継続性については、保守サービスを提供し障害に対応する環境を整えております。③安定性については、顧客からの緊急な問合せに対応する24時間体制のコンタクトセンター、迅速で適切な対応を可能にする有資格者等を設置・配置しております。

個別に、短期的に捉えれば無駄に思えるようなサポートであっても、それらのサポートが有機的に融合することで顧客との中長期的な関係構築に繋がり、ビジネスとしての採算に見合っております。この対応力は一朝一夕に構築できるものではなく、今後更に活かすべき当社の企業価値の源泉であると考えています。

(3) 顧客基盤の厚み

上記(1)及び(2)の一貫体制等による信頼の社歴と財務基盤、ニーズへの対応力によって、官公庁、医療・福祉法人、金融機関、民間企業等、数多くの顧客と中長期的な関係構築に至っており、また、これらの顧客において、現在でも保守やリプレースにより長期間の継続した関係性を維持しております。

このように当社と取引を頂いている一社一社との信頼関係こそが、決算書に表れない当社の 資産価値であると考えています。

(4) 技術力・開発力を生み出す体制

数多くの顧客のニーズを聞き、対応方法を検討することが、当社の多種多様で豊富な施工実績とソフト開発力の向上に繋がっています。その結果として、高い技術力、独自のノウハウ・開発力が社内に蓄積されております。また、この技術力等を維持・発展させるために、内部教育の継続による人材育成や組織的な取組み等を継続しています。

当社の具体的な取組みとして、公的資格の取得補助制度、営業者用・技術者用の育成マニュアルの充実、社内での自主的な勉強会の開催等が挙げられます。

顧客のインフラや業務処理における問題や課題に真摯に取り組むことができる企業集団としての力が当社の強みであると考えております。

3. 中長期的な企業価値向上に資する取組み

(1) 環境分析

①主力事業に関する市場環境の縮小

当社の主力事業である固定設備を要するPBX市場は、世の中のシステムのクラウド化の流れ同様に、PBXのクラウド化が進んでおり、5Gの環境が整備され高速大容量の通信環境が充実されることで、その流れがさらに進むものと想定されます。一方で、既存設備の活用や従来の機能保持ニーズも変わらずに存在することから、一定規模のPBX市場は残ると予想していますが、縮小の傾向は明らかであり、厳しい市場環境であると認識しています。

②照明制御技術の進化

日本において、照明制御業界では、国内大手電機メーカーの独自規格が浸透しており、世界の最先端の国際標準制御の規格があまり流通しておりませんでした。しかしながら、事務所内や商業施設での省エネ照明や演出照明の制御の自由度を高めたい先進的な設計事務所や照明デザイナー等から、国際標準規格「DALI」を要望する声が多く聞かれるようになったことから、使用した制御システムや設備を導入する施設が増加してまいりました。

(2) 既存事業の収益率の向上及び新規事業の拡大

①既存事業の収益率の向上

情報通信を中心とした既存事業については、顧客満足度向上の観点から提供するサービス 内容やそれに伴う価値の見直しなどを図ると共に、効率的なオペレーションによる原価低減 や働き方改革による従業員の活動の活性化を図るなど収益率の向上に努めてまいります。

②新規事業の拡大

新規事業については、あらゆる設備を一元管理するためのシステム「マルチゲートウェイ」の展開を主軸に据えてまいります。従来の顧客のみならず新たな顧客に対し、マルチゲートウェイの持つ一元管理の利便性を武器に情報通信・制御システムなどの得意分野を活かした上で、他社との連携による需要の掘り起こしなど、あらゆる施策を駆使した事業拡大を図ってまいります。

(3) 中期経営計画

上記(1)の環境分析で記載したように、当社を取り巻く外部環境は劇的な変化を迎えています。当社はこの変化を脅威ではなく、次世代に飛躍するための機会と捉え、事業構造の改革に取り組みます。中期経営計画のテーマ「Change&Challenge 80th」を踏まえ、従来の手法や考え方を踏襲する保守的な企業文化の変革を図ってまいります。原価意識を強く持つことで既存事業の収益率向上に加え、他社との協創により「マルチゲートウェイ」を新たな事業の柱として展開してまいります。

(4) 企業価値向上に向けた取組み

当社は、以下のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

- ①顧客サービスの充実
 - (a)存在意義に基づき、顧客に提供する価値を抜本的に見直すこと
 - (b)顧客満足度を評価軸に置き、サービス水準を高めること
- ②社員の意識の改革
 - (a) 「当たり前」を徹底し、実現すること
 - (b)社員教育を徹底し、人材を活性化すること
- ③収益構造の把握及びワークスタイル改革による原価低減
 - (a)個々の原価意識を高め、業務の効率化とコスト削減を図ること
 - (b)事業売上における利用料売上の増加を図ること
- ④将来に向けた投資と財務基盤の確保
 - (a)新規事業展開のための開発投資及び人材育成・確保のために先行投資を行うこと
 - (b)資本コストを意識した財務基盤の確保及び株主還元を実施すること
- 4. 内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業活動を通して、永続的に社会の発展に寄与することを目指し、その実現のために、内部統制システムとコーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正な経営を実現するとともに、効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会において、取締役の業務執行の監視を行い、取締役会により経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤の監査役2名(社外監査役)の計3名で構成され、 定期的に監査役会を開催しており、監査役相互間で情報の共有や意見交換を行い、監査の実効性 と効率性をより高めることに努めております。また、監査役は、取締役会にも出席し、取締役の 職務遂行を監視しております。なお、当社の監査役として、社外監査役を2名選任しており、独立 性を強化しております。

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、原則毎月1回開催されており、経営の方針、法令で 定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。

また、当社の取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を3名選任しており、 監督機能及び助言機能を強化しております。なお、取締役の経営責任をより明確にするために、 当社では、取締役の任期を1年にしております。なお、社外取締役3名と社外監査役2名は独立役 員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は執行役員制度を導入し、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、経営方針・経営戦略の意思決定機能の強化と経営方針・経営戦略に基づいた業務執行を確実かつ効率的に実施しております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得行為を抑止するために、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様が当該大量取得行為について評価・検討等する時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり必要な情報を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大量取得行為を行おうとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために買収者が遵守すべき手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、一定の対抗措置(三3.(1)「本プランの発動に係る手続」⑤に定義されます。以下同じとします。)をとることができるものとします。

なお、本プランに従って本新株予約権(三3.(1)「本プランの発動に係る手続」①に定義されます。以下同じとします。)の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外役員及び社外の有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、本プランの発動の是非に関し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保 することとしています。

なお、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

3. 本プランの内容

- (1) 本プランの発動に係る手続
 - ①対象となる買付け等

本プランは、以下の(a)若しくは(b)に該当する行為又はこれらに類似する行為(これらの提案(注1)を含みます。)(当社取締役会が承認したものを除き、以下「買付け等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- (a)当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付けその他一切の行為
- (b)当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付け等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権(その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりとし、以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他の対抗措置の不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の実施に係る議案が否決されるまでの間、買付け等を実行してはならないものとします。

②意向表明書の当社への提出

買付者等は、買付け等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に対して日本語で提出していただきます(下記③に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料についても日本語に限るものとします。)。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、目的及び事業の内容、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先並びに企図されている買付け等の概要等を明示していただきます。

③買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報を含む当社取締役会又は独立委員会が買付者等の買付け等の内容を検討又は意見を形成するために必要かつ十分と考える情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙1「独立委員会規則の概要」に、本プランの導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に、それぞれ記載のとおりです。)に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- (a)買付者等及びそのグループ (共同保有者(注9)、特別関係者、買付者等を被支配法人等(注10) とする者の特別関係者その他の密接関連者)の詳細(名称、沿革、資本関係、財務内容、 経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付け等と同種の過去 の取引の詳細等を含みます。)(注11)
- (b) 買付け等の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- (c)買付け等の価額及びその算定根拠の詳細
- (d)買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細、並びに、買付者等による当 社の株券等の過去における取得に関する情報
- (e)買付け等の資金の裏付け(買付け等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (f)買付け等に関する第三者との間における意思連絡の有無並びにその内容及び当該第三者の概要
- (g)買付け等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (h)買付け等の後における当社の株主(買付者等を除きます。)、当社の従業員、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- (i)当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (j)反社会的勢力との関係に関する情報
- (k)その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

④買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間(下記(b)「独立委員会による検討等」に定義されます。)の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間、買付者等の買付け等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

(b)独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)の 提供がなされたと認めた場合、かかる情報等の全てを受領した日から原則として90日が 経過するまでの間(以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付け等の内容の検 討・評価、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検 討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。その際、独立委員会は、当 社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサル タントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付け等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付け等の内容及び代替案(もしあれば)の検討、並びに買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内(但し、原則として30日を超えないものとします。)で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

⑤独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から、買付け等が下記(2)「対抗措置実施の要件」に定める発動事由(以下「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置(以下「対抗措置」と総称します。)を実施すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の中止等に係る新たな勧告を行うことができるものとします。なお、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行った場合においては、独立委員会は、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (I) 当該勧告後に買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合
- (II)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が 存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付け等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社 取締役会に対し、対抗措置を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員 会は、一旦対抗措置の実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となっ た事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を実施すべ き旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付け等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付け等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記⑤に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、対抗措置の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記⑦に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

⑦株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I)独立委員会が、上記⑥に従い、対抗措置の実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付け等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II)ある買付け等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、法令等及び定款に従い、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を遅滞なく招集し、株主の皆様の意思を確認することとします。大量取得行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について株主意思確認総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会決議に従い、大量取得行為に対する対抗措置を発動します。

⑧情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 対抗措置実施の要件

本プランを発動して対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1) 「本プランの発動に係る手続」⑤のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付け等であり(買付け等の内容を判断するために 合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ対抗措置を 実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置を実施することが相当である場合

- ①以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害 をもたらすおそれのある買付け等である場合
 - (a)株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを 要求する行為
 - (b)当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の 下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の 急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合

- ③ 買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付け等の後の経営方針又は事業計画、買付け等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付け等である場合
- ④ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社のブランド力、企業文化又は当社の従業員、顧客、取引先若しくは地域社会等の利害関係者との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付け等である場合
- ⑤ 買付者等に反社会的勢力又はテロ組織と関係を有する者が含まれている場合であるなど公 序良俗の観点から当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると合 理的な根拠をもって判断される場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該本新株予約権の無償割当 ての概要は、以下のとおりです。

①本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当でに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当で決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

②割当対象株主

として1株とします。

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

- ③本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- ④本新株予約権の目的である株式の数 本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則
- ⑤本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑥本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者(注12)、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者(注13)、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)乃至(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)乃至(V)に該当する者の関連者(注14)(以下、(I)乃至(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注15)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記⑨(b)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

- ⑨当社による本新株予約権の取得
 - (a)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが 適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をも って、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取 得することができるものとします。
 - (b)当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ⑩合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ①新株予約権証券の発行 本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (12)その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会における承認を条件として効力を生じ、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。但し、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこととします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2024年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接 具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

①本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」⑤記載の独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては、本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出頂く書類(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替えに必要な情報等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)、その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑦の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記③に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予 約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手 続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、原則として、本新株予約権の行使及び行使 価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希 釈化は原則として生じません。

③当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに、原則として当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供頂くほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の無償割当てを行う場合における本新株予約権の割当て方法、 行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議 において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容を ご確認ください。

四 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案(もしあれば)を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針の実現に資するものです。

2. 株主意思の重視

上記三3.(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、廃止されることになります。その意味で、本プランには、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

3. 独立性を有する社外取締役及び社外の有識者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得 本プランの発動等に際しては、当社経営陣から独立性を有する当社社外役員及び社外の有識者 から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」⑤及び上記三3.(2)「対抗措置実施の要件」に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

5. デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型又はノーハンド型対応方針(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針)ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型対応方針(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針)でもありません。

以上

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を含みます。本書において同じとします。
- (注4)金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6)金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
- (注8)金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。
- (注10)金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11)買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12)原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但 し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反し ないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別 途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとしま す。
- (注13)原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

- (注14)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注15)具体的には、(X)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止若しくは撤回し、又は爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付け等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は、当社取締役会の決議により大量取得行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う(但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。)。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 買付者等の買付け等に関する株主意思の確認
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ 本プランの対象となる買付け等への該当性の判断
 - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥ 買付者等の買付け等の内容の精査・検討
 - ⑦買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - (1) 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ② その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ③ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した専門家(投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席(テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その過半数をもってこれを行う。
- ・独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

以上

独立委員会委員略歴

【氏名】土生 哲也(はぶ てつや) (1965年4月9日生)

【略歴】1989年 4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入社

2000年12月 弁理十登録

2001年10月 土生特許事務所所長(現任)

2002年10月 株式会社IPV研究所(現 株式会社IPVディレクション)

代表取締役(現任)

2016年 6月 当社社外監査役

2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

(注) 土生哲也氏は、当社社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

【氏名】佐々木 邦治(ささき くにはる) (1957年5月22日生)

【略歴】1990年10月 三菱地所株式会社入社

2003年 4月 株式会社三菱地所設計設備設計部副部長

2006年 4月 同社設備設計部担当部長

2012年 9月 同社機械設備設計部長

2016年 4月 丸の内熱供給株式会社顧問

2016年 6月 同社代表取締役専務

2017年 6月 同社代表取締役専務執行役員

2022年6月 当社社外取締役 (現任)

(注) 佐々木邦治氏は、当社社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

【氏名】大塚 有希子(おおつか ゆきこ) (1966年2月21日生)

【略歴】1988年 4月 株式会社幸福銀行入社

2000年 6月 安達社会保険労務士事務所パートナー (現任)

2007年 9月 株式会社富士ゼロックス総合教育研究所

2010年10月 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科講師 (現任)

2011年 4月 產業技術大学院大学非常勤講師

2019年 6月 当社社外監査役 (現任)

2021年 4月 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科准教授(現任)

(注) 大塚有希子氏は、当社社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

【氏名】東 志穂(あずま しほ) (1975年4月22日生)

【略歴】2006年10月 弁護士登録 第一芙蓉法律事務所入所

2014年10月 第一芙蓉法律事務所パートナー (現任)

2019年 6月 当社社外監査役 (現任)

2020年 4月 第一東京弁護士会 監事

2021年6月 キーコーヒー株式会社 社外取締役 (現任)

(注) 東志穂氏は、当社社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以上

当社の大株主の状況

2024年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株 式数の割合(%)
佐藤正	288,000	10.97
佐山 浄徳	228,507	8.71
光通信株式会社	180,500	6.88
株式会社UHPartners2	145,100	5.53
平野・博美	127,200	4.84
神田通信機従業員持株会	126,674	4.82
神部 雅人	96,272	3.66
佐藤 久世	61,200	2.33
株式会社ナカヨ	60,300	2.29
株式会社エスアイエル	56,900	2.16

⁽注) 当社は、上記のほか自己株式280,439株を保有しております。

以上

事業報告

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行され、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復しました。一方、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化などを背景とする原材料やエネルギー価格をはじめとした物価の上昇や日本銀行による金融緩和政策の見直し、為替・株式等の金融市場の変動等の影響もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、企業価値向上に向けて、「存在意義の確認」を継続して取り組んでおります。情報通信事業では、24時間365日対応の強みを活かし、ネットワークシステム・クラウドPBX・マルチゲートウェイ等の新規事業に取り組むとともに、保守料・利用料を増やし、収益性の向上を目指しております。照明制御事業は、新築ビルマーケットの開拓および既存ビルでの制御マーケット開拓双方での事業規模拡大に取り組みました。

結果、当連結会計年度における売上高は71億52百万円(前期比19.6%増)となり、営業利益は7億21百万円(前期比49.1%増)、経常利益は8億4百万円(前期比43.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は5億45百万円(前期比42.0%増)となりました。

事業のセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

〔情報通信事業〕

従来のネットワークインフラの設計・提案・構築、お客様の問題解決につながるソリューション提案を積極的に展開いたしました。企業の設備投資意欲の回復に伴い、レガシーPBXの底堅い需要、セキュリティ意識の高まりによる監視カメラ等の工事、また、各種子供施設向け支援システム [CoDMON]、様々な設備をつなぐソフトウェア [マルチゲートウェイ]] 等のネットワークインフラ構築に対応したことや利用料・保守料が概ね順調に推移したことに加え

て収益性向上策を推進したことにより、事業成果へと繋がりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は63億86百万円(前期比15.1%増)、営業利益は6億7 百万円(前期比28.1%増)となりました。

[照明制御事業]

DALI制御による照明制御システムの設計・販売・施工を軸として、売上規模の拡大のため、ゼネコン等を中心に積極的にビジネスを展開いたしました。新築ビル案件のスマートビル化対応では[マルチゲートウェイ]の需要が増えており、大手ゼネコンや照明メーカーとの他社協創も進めております。これらにより、受注が好調に推移したことにより手持ち工事が順調に進捗し、売上・利益ともに前年を大幅に上回りました。

以上の結果、当セグメントの売上高は7億4百万円(前期比91.5%増)、営業利益は75百万円(前期は営業損失26百万円)となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産の賃貸を事業としており、売上高は61百万円(前期比2.6%増)、営業利益は38百万円 (前期比4.8%増)となりました。

- ② 設備投資の状況 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 84 期 (自2020年4月1日) 至2021年3月31日)	第 85 期 (自2021年4月1日) 至2022年3月31日)	第 86 期 (自2022年4月1日) 至2023年3月31日)	第 87 期 (当連結会計年度) (自2023年4月1日) 至2024年3月31日)
売 上 高 (千円)	6,545,023	5,945,361	5,978,641	7,152,302
経常利益(千円)	568,017	443,090	559,059	804,643
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (千円)	331,855	563,026	383,802	545,176
1株当たり当期純利益 (円)	137.51	234.12	161.49	232.47
総 資 産 (千円)	8,132,752	8,352,257	8,602,372	9,463,178
純 資 産 (千円)	4,469,222	5,017,249	5,281,687	5,769,339
1株当たり純資産 (円)	1,846.99	2,117.15	2,218.23	2,462.60

⁽注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日神電	3 子 株 云	式会 社		50,00	00千円	100.0%	無線通信装置・システム並びに映像・防犯監視装置・システム関連機器等の設計・施工・保守

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「顧客の事業環境や事業空間を顧客と共に創り、守り、育てる会社」とした 経営方針のもと、IT(情報)×OT(制御)の技術を有する企業グループとして、世の中に新し い価値を創出すべく、ネットワークに繋がる全ての機器を制御するエンジニアリング会社となる ことを目指し、事業に取り組んでまいりました。

当社事業への影響としては、地政学リスクの上昇や金融政策に伴う物価高からの原材料の値上げや人件費の上昇で収益性が低くなること、今年度は需要があったもののPBX市場がオンプレからクラウド化にシフトしていることにより市場が縮小していること等が外部要因として、また、PBX市場におけるレガシー分野の事業規模が一定程度あることから社内的な危機感が醸成されていないこと、人材育成や企業体質の改善に向けた投資(先行投資)が十分にできていないこと、顧客のネットワーク系の高度な要望に完全に応えられていないこと、利用料ビジネスへの転換が上手く図られていないこと等が内部要因として課題となっております。そのような中で情報通信事業では収益性を重視した事業への転換を進めること、照明制御事業においては事業強化を行うべく、ゼネコンや協創会社との連携、ビルマーケット市場の継続的な開拓等を取組として掲げるとともに、24時間365日対応の強みを活かし、保守料・利用料ビジネスを増加させること、顧客への更なる原価増の理解を求め、収益性の向上を図ること、レガシー分野から成長分野へシフトすべく投資を行い、ネットワークの高度化、照明制御、マルチゲートウェイ、利用料ビジネス等の分野に対する技術員のスキル取得・向上や人員増強を継続して図ることで課題解決及び事業拡大を進めてまいります。

このようにして、事業構造の改革、組織改革や人材の育成を継続して実施し、経営の効率化を 高め業績の向上に資する所存であります。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会	社にま	ゔけ	る地	位	ŀ	£	名	<u></u>	担当及び重要な兼職	の状	況
	表 取 長 執	締 ? L 行		長員	神	部	雅	人			
取執	行	締	役	役員	森	Ш	幸	_	事業本部長		
取		締		役	橋	本		光	IMV株式会社 社外監査役 株式会社C&Gシステムズ 社外取締役		
取		締		役	土	生	哲	也	土生特許事務所 所長 株式会社 I P ディレクション 代表取締役		
取		締		役	杉	岡	久	紀	日神電子株式会社 代表取締役社長		
取		締		役	佐々	々木	邦	治			
常	勤	監	査	役	\blacksquare	辺	正	行			
監		査		役	大	塚	有衤	希子	安達社会保険労務士事務所 パートナー 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメン 法政大学経営大学院イノベーション・マネ 科 准教授		
監		査		役	東		志	穂	第一芙蓉法律事務所 パートナー キーコーヒー株式会社 社外取締役		

- (注) 1. 取締役橋本光氏、土生哲也氏及び佐々木邦治氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役大塚有希子氏及び東志穂氏は社外監査役であります。
 - 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社は執行役員制度を導入しており、2024年3月31日現在における取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

会	社にお	ける地	位	F	£	2	3	担	当
執	行	役	員	廣	瀬		孝	マーケティングセンター長	
執	行	役	員	近	藤	正	臣	立川支店長	
執	行	役	員	永	芳	淳	=	管理本部長	
執	行	役	員	神	藤	善	行	制御照明事業支店長	

(2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬は、株主価値と企業価値の持続的な向上への意欲、社会の持続的な発展への貢献意識、倫理観を備えた経営者人材たるためのインセンティブとして十分に機能するようにした報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

個人別の報酬等につきましては、報酬の種類は基本報酬、賞与、株式報酬とし、役位、職務、業績、他社の水準、従業員の給与の水準等から総合的に勘案し、株主総会で決議いただい た範囲内で取締役会の決議及び監査役の協議により報酬額を決定しております。

業績連動報酬等につきましては、短期インセンティブとして役員賞与を事業業績に応じ評価項目より算出し、取締役会の決議及び監査役の協議にて決定しております。なお、評価としては、受注、売上、利益等の株主価値指標、目標達成度、部下の育成、戦略・重点事項の進捗を図る戦略的価値指標、経営改革課題の進捗度による制度改革指標を用いて評価しております。

非金銭報酬等につきましては、長期インセンティブとして、長期間(30年間)を譲渡制限として設定した譲渡制限付株式を取締役(社外取締役は除く)に対し付与することとしております。算出方法については各自の基本報酬に一定の割合にて算出した額を基にした株式数を付与することを株主総会において決議いただいた報酬額及び株式数の範囲内で決定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	+0 = 11 55 0 11 0 5	報酬等	の 種 類 別	の総額	D **	
区分	報酬等の総額 基本報酬		業績連動報酬等	非金銭報酬等	員数	
取 締 役	78,625千円	51,992千円	18,925千円	7,708千円	6名	
(うち社外取締役)	(12,060千円)	(8,460千円)	(3,600千円)	(-)	(3名)	
監 査 役	18,797千円	13,497千円	5,300千円	_	4名	
(うち社外監査役)	(5,660千円)	(3,960千円)	(1,700千円)	(-)	(2名)	
合 計	97,422千円	65,489千円	24,225千円	7,708千円	10名	
(うち社外役員)	(17,720千円)	(12,420千円)	(5,300千円)	(-)	(5名)	

- (注) 1. 上記の員数には、無報酬の取締役1名を除いており、2023年6月退任の取締役1名、監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬等は、業績に応じ各役位の報酬に対して一定の割合を乗じた額で算出された、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であります。
 - 4. 非金銭報酬等は、当社の譲渡制限付株式であり、各役位の基本報酬に対し、各役位に応じた割合にて算出した金額より付与する株式数を算出しております。また、当事業年度における交付状況は、取締役2名に対し4.556株の付与を実施しております。
 - 5. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額130,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は7名 です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第83期定時株主総会において、株式報酬の 額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内(社外取締役は除く)と決議いただいてお ります。当該決議時の取締役の員数は無報酬の取締役1名を除き3名です。
 - 6. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額35,000千円以内と 決議いただいております。当該決議時の監査役の員数は3名です。
 - 7. 取締役会は、代表取締役社長神部雅人に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の事業業績等を勘案しつつ、各取締役の評価実施は代表取締役社長が最適と判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役橋本光氏は、IMV株式会社の社外監査役及び株式会社C&Gシステムズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
 - ・取締役土生哲也氏は、土生特許事務所の所長及び株式会社 I P ディレクションの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
 - ・監査役大塚有希子氏は、安達社会保険労務士事務所のパートナー、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科の講師及び法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科の准教授であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
 - ・監査役東志穂氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー、キーコーヒー株式会社の社外取締役 であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③当事業年度における主な活動状況

	氏 名			出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要			
橋(:	社	本外	取	締	役	光)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、豊富な経営経験や内部統制、証券業界に関する見識から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
± (:	社	生外	取	哲締	役	也)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁理士としての専門的見地、また経営支援の経験より他社動向含め客観的立場から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐 (:		木外	取	邦締	役	治)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、豊富な事業経営の経験、 高度な技術的知見からの助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必 要な発言を適宜行っております。
大 (:	社	塚外	監	有查		子)	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全てに出席、監査役会は4回全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
東 (:	社	外	監	志査	役	穂)	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席、監査役会は4回全てに 出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行ってお ります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,792,302	流 動 負 債	2,602,550
現 金 預 金	2,895,439	支払手形・工事未払金等	1,386,319
受取手形・完成工事未収入金等	2,589,873	短 期 借 入 金	200,000
及び契約資産	2,303,073	未払法人税等	265,079
未成工事支出金	121,048	賞 与 引 当 金	197,200
仕 掛 品	13,784	役員賞与引当金	35,470
その他の棚卸資産	2,458	そ の 他	518,480
そ の 他	171,963	固定負債	1,091,287
算 倒 引 当 金	△2,266	リース債務	154,763
 固定資産	3,670,876	退職給付に係る負債	853,515
有形固定資産	1,528,341	役員退職慰労引当金	60,050
		そ の 他	22,959
建物	273,450	負 債 合 計	3,693,838
土 地	1,240,673	純 資 産 <i>0</i>	
そ の 他	14,217	株 主 資 本	5,089,677
無形固定資産	36,332	資 本 金	1,310,825
投資その他の資産	2,106,202	資本剰余金	1,111,633
投資有価証券	1,630,681	利益剰余金	2,912,571
 関係会社株式	27,000	自己株式	△245,352
操延税金資産	122,559	その他の包括利益累計額	679,662
その他	333,614	その他有価証券評価差額金	682,501
		退職給付に係る調整累計額	△2,839
貸 倒 引 当 金	△7,653	純 資 産 合 計	5,769,339
資 産 合 計	9,463,178	負債及び純資産合計	9,463,178

連結損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

						(+1111)
科					金	額
売	ل	=	高			7,152,302
売	上	原	価			4,970,090
売	上	総	利	益		2,182,212
販 売	費 及 び	一 般 管	理 費			1,460,904
営	業	利		益		721,307
営	業	ト 収	益			
受	取 利	息 配	当	金	32,907	
受	取	手	数	料	47,323	
そ		\mathcal{O}		他	5,803	86,035
営	業	費	用			
支	払	利		息	2,628	
そ		\mathcal{O}		他	70	2,699
経	常	利		益		804,643
税金	金等調整	前当期	月 純 利	益		804,643
法。	人 税 、 住	民 税 及	び事業	税	280,459	
法	人 税	等 調	整	額	△20,992	259,467
当	期	純	利	益		545,176
親会	社株主に!	帰属する旨	当期 純 利	益		545,176

貸 借 対 照 表 (2024年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	4,293,506	流動負債	2,061,495
現 金 預 金	2,100,866	支払手形	172,609
受 取 手 形	53,482	工 事 未 払 金 買 掛 金	772,656 57,640
完成工事未収入金	1,411,940		200,000
売 掛 金	130,554	リース像の	62,434
契約 資産	369,944	未 払 金	67,036
未成工事支出金	55,180	未払費用	58,063
在 掛 品	13,784	未払法人税等	215,205
	2,050	未 払 消 費 税 等	120,472
	l	前爱金	5,619
前払費用	64,068	契約負債	76,694
その他	91,839	預 り 金 賞 与 引 当 金	39,242 175,000
貸倒引当金	△ 205		25,470
固定資産	3,542,486	R A A A A A A A A A A A A A A A A A A	13,350
有 形 固 定 資 産	1,520,723	固定負債	976,835
建物	266,763	リース債務	154,763
構築物	145	退職給付引当金	800,496
工具器具・備品	13,141	その他	21,575
土 地	1,240,673	負債 合計 純資 産	3,038,331) 部
無形固定資産	35,990		り 4,115,160
電話加入権	7,998		1,310,825
ソフトウェア	27,991	資本剰余金	1,111,633
投資その他の資産	1,985,773	資 本 準 備 金	328,000
投資有価証券	1,530,681	その他資本剰余金	783,633
	l '	利益剰余金	1,938,054
	75,000	利益準備金	4,310
出資金	960	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	1,933,744 216,500
長期貸付金	150		1,717,244
破 産 更 生 債 権 等	6,688	自己株式	△245,352
繰 延 税 金 資 産	80,653	評価・換算差額等	682,501
そ の 他	299,293	その他有価証券評価差額金	682,501
貸 倒 引 当 金	△7,638	純 資 産 合 計	4,797,662
資 産 合 計	7,835,993	負債及び純資産合計	7,835,993

損益計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

科 目	金	 額
売 上 高		
情報通信事業売上	高 4,785,085	
照明制御事業売上	高 704,414	
不 動 産 賃 貸 事 業 売 上	高 61,748	5,551,248
売 上 原 価		
情報通信事業売上原	価 3,243,580	
照明制御事業売上原	価 505,466	
l .	価 23,735	3,772,782
	益	
	益 1,541,505	
	益 198,947	
	益 38,013	1,778,466
販売費及び一般管理費		1,150,505
	益	627,961
営業外収益		
l .	金 45,350	
l .	料 4,592	
	他 5,521	55,464
営業外費用		
l .	息 2,628	
	他 291	2,920
	益	680,505
	益	680,505
	税 217,974	
	額 △10,537	207,437
当期純利	益	473,068

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

神田通信機株式会社 取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員 指定社員

公認会計士 新 川 良

指定 社員 公認会計士 渡邉 健悟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神田通信機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神田 通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため に経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

神田通信機株式会社 取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士業務執行社員

公認会計士 新 川 良

指定社員 公認会計士 渡邉 健悟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神田通信機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘 すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

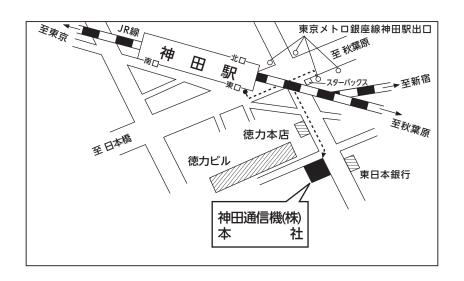
2024年5月29日

神田通信機株式会社 監査役会 常勤監査役 田 辺 正 行 印 監査役(社外監査役) 大塚有希子印 監査役(社外監査役) 東 志 穂 印

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田富山町24番地 当社7階会議室 電話(03)3252-7731(代)



JR山手線、中央線、京浜東北線、東京メトロ銀座線「神田駅」下車徒歩3分